

平成24年度統計法施行状況報告の事項別進捗状況

(統計基準の設定)

(研究開発の推進と学会等との連携強化)

(統計の中立性)

第2 公的統計の整備の関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

(7) 統計基準の設定

【本文】	
ア 現状・課題等	イ 取組の方向性
統計基準については、統計法において、「公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準」と定義されている。この統計基準を用いることで統計間の統一性、総合性が確保され、国内的及び国際的な統計の比較可能性が向上するという直接的な効果のほか、個々の統計における恣意性を排除し、客観性を確保するなどの効果も期待されている。	こうした比較可能性の向上及び客観性の確保の観点から、日本標準産業分類、疾病、傷害及び死因の統計分類など引き続き必要とされる現行の基準について、統計法に規定する統計基準として設定するとともに、新たに統計基準として採用する候補については、基準として設定することの適否やその内容の検討を行う。なお、日本標準産業分類など統計基準の設定や改定に当たっては、国際比較可能性の向上の観点から、各種国際基準との整合性に留意する。 また、統計基準を設定する際は、個々の基準のこれまでの運用実績等を踏まえ、その統計基準を定める公示において、各府省等が基準の適用に当たって留意すべき事項について「運用水準」として設定する。さらに、公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
44	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度前半までに実施する	実施済は妥当。	○ 日本標準職業分類については、基準案に関する統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成21年8月)を経て、統計基準として設定し、平成21年12月21日に総務省告示第555号により公示した。 【平成23年度統計法施行状況報告】	実施済	—	
45		○ 指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度に実施する。	実施済は妥当。	○ 「指数の基準時に関する統計基準」について、基準案を経済指標専門会議で2回(平成21年12月及び22年1月)検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問(平成22年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成22年2月)を経て、平成22年3月18日に統計基準として設定し、同年3月31日に総務省告示第112号により公示。 【平成23年度統計法施行状況報告】	実施済	—	
46		○ 季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成22年度に実施する。	実施済は妥当。	○ 「季節調整法の適用に当たっての統計基準」について、基準案を平成22年11月開催の経済指標専門会議で検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問(平成23年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成23年2月)を経て、平成23年3月9日に統計基準として設定し、同年3月25日に総務省告示第96号により公示。 【平成23年度統計法施行状況報告】	実施済	—	
47		○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。	実施済は妥当。	○ 日本標準商品分類については、統計分類専門会議における検討を平成22年12月に開始し、関係府省及び学識経験者により、統計基準設定の必要性や新たな商品分類の在り方等について検討した結果、 ・ 我が国における経済統計調査の多くは産業分野ごとの調査であり、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないこと、 ・ 国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、国民経済計算推計に利用される一次統計側の各行政ニーズから見た分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、前者の分類体系を、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと、 ・ 現状では、商品に係る統計データに対して国際的に求められる詳細度が低く、CPC等の国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないこと、 から、現時点では統計基準化の必要性が乏しいと判断されるため、統計基準としての設定は行わない、との結論を得た。 ただし、現行の日本標準商品分類については、前回の改定から長期間経過していることから、現在の商品事情に照らして内容を見直すことが考えられ、これまでの議論を踏まえ、平成25年頃から27年にかけて検討を行うこととしたい。 ○ また、従業上の地位に係る分類の在り方の検討については、総務省政策統括官(統計基準担当)が総務省統計局及び厚生労働省から情報提供等の協力を得て検討を行ってきた。その結果、 ・ 我が国の各統計調査における区分は、「従業上の地位に関する国際分類」(ILO)におおむね従っていること、 ・ 我が国の各統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能としている面もあること、 から、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低い、との結論を得た。 【平成23年度統計法施行状況報告】	実施済	—	

注) 斜体文字は、平成23年度統計法施行状況報告において報告されたもの。

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

5 その他

(2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化

【本文】	
ア 現状・課題等	イ 取組の方向性
統計の作成や統計調査の企画及び結果の分析には、他の行政分野にはない高度の専門性が必要とされる。特に、近年、加工統計の分野では、その理論と技術の発展が著しいことから、統計の品質を維持し、更に発展させるためには、日ごろから研究開発を推進することが極めて重要である。 しかしながら、統計リソースには制約があり、これらの研究開発に関する知見及び体制は、総じて脆弱であることから、これらについて知見を有する学会、大学等と連携して取り組むことが重要である。	信頼性の高い統計を整備する観点から、有識者の知見を最大限に活用するため、各府省と学会、大学等との双方向の連携を一層強化する。 例えば、学会、大学等の協力を得て、具体的なテーマを定めた上で、情報通信技術を活用した証拠に基づく政策立案を実現するための統計の二次加工及び将来推計に関する研究開発、様々な情報源から多様な統計データを抽出する手法に関する研究開発、迅速な統計の提供に関する研究開発等を個人や企業の秘密保護及び統計調査への信頼性の確保に十分注意した上で実施する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
167	第3 5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成21年度から実施する。		○ 内閣府経済社会総合研究所や東京工業大学などによるワークショップ「『統計加工・集計の新たな手法と設計について』SNA統計の事例を中心に」の開催(平成22年4月開催)等、これまでに得られた知見等を元に、引き続き推計業務の効率向上に向けた研究開発等を進めている。	継続実施	—	
169	第3 5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成22年度から実施する。		○ 統計の作成方法に関する調査・研究等に当たり、有識者と連携を図っている。 【内閣府】 ○ 統計研修所において、外部有識者(大学教授等)と統計の高度利用に関する共同研究を実施しており、平成24年度は、我が国の住宅保障に関する応用統計研究、就業行動・生活行動における年齢・世代特性の実証研究等、6件の共同研究を実施。 研究成果は、リサーチペーパーとして取りまとめ、ホームページにて逐次公表。 【総務省】 ○ 学識経験者で構成される「法人企業統計研究会」及び「法人企業景気予測調査に関するワーキンググループ」を開催し、知見を活用している。 【財務省】 ○ 平成22年度より、外部有識者で構成される「厚生労働統計の整備に関する検討会」を開催し、知見を得ている。 また、社団法人日本品質管理学会が主催する統計の品質評価に関する研究会に参加している。 【厚生労働省】 ○ 「農林業センサス研究会」を実施し2015年農林業センサスの企画・検討に、有識者の知見を活用している。 【農林水産省】 ○ 「商業動態統計調査の推計方法等の改善に関する調査研究会」等を実施し、学会等の有識者の知見を活用している。引き続き公的統計の作成方法に関する調査、研究・開発のための対応を行っていく。 EU各国統計局やOECDからの支援を受けるプロジェクトの中の、「世界産業連関データベース」の会議開催に際し、有識者と共同論文を執筆・提出した。 【以上経済産業省】	継続実施	—	経済社会の統計ニーズを常時把握するため、統計センターの拡充や学界との連携等により総務省統計局の研究能力を高める必要があるのではないか。また統計局がこうして得た知見を政策統括官(統計基準担当)と共有する仕組みも構築することが望ましいのではないか。
171	第3 5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成22年度から実施する。		○ 職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。 【人事院】 ○ 内閣府経済社会総合研究所において実施している統計関係研修に延べ5名の大学教授を招へいた。 【内閣府】 ○ 職員を大学に派遣・出向し、「統計調査論」の講義等を実施。 ○ 平成24年度に実施した研修において大学等から講師を招へいし、講義を実施(28コース、外部講師延べ97名)。 ○ カナダ統計局及びイギリス国家統計局からの来訪者によるビジネスレジスターに関する講演会を開催。 【以上総務省】 ○ 大学の研究者等を統計調査主管課の統計調査協力者として委嘱し、助言等を受けている。 【文部科学省】 ○ 平成24年度においても、省内における統計基礎研修の実施、統計解析(民間主催のSPSS、SAS)研修、内閣府経済社会総合研究所主催の研修等に参加させ、統計職員の人材育成を行った。 【厚生労働省】 ○ 統計の中核を担う人材育成の観点から、現在、農林水産省の研修において、大学の教授等を講師として招き、講義いただくとともに、大学からの依頼に応じ、当省職員を講師として派遣した。 【農林水産省】 ○ 経済産業省が行う研修において、大学教授等に講師として協力いただくとともに、大学からの講師派遣の依頼に応じて当省職員を派遣している。また、大学職員を非常勤職員として省内統計部局に迎えており、今後も相互の派遣を通じて連携を強化していく。 【経済産業省】	継続実施	—	

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

5 その他

(3) 統計の中立性

<p>【本文】</p> <p>ア 現状・課題等</p> <p>統計調査の結果は、国民の真摯な協力の有無によって左右されるものであり、統計に関する国民の信頼を確保することは、質の高い優れた統計を作成する上で、必要不可欠となっている。</p> <p>特に、公表結果が社会的に大きな影響を与える重要な統計については、その結果が公表前に外部に漏えいした場合や、利害関係者にとって都合の良い結果を導くために、集計方法等を恣意的に変更したとの疑念が生じた際には、統計に対する国民の信頼を失う結果となる。</p> <p>このため、公的統計に対する国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成及び提供する観点から、作成及び公表過程の透明化を図るとともに、あらゆる利害関係者から中立的であることや、作成に携わる職員に秘密の保持を厳守させることが必要である。</p>	<p>イ 取組の方向性</p> <p>あらゆる利害関係者からの圧力に影響されず、国民の信頼を確保しつつ、質の高い優れた統計を作成し、提供する観点から、作成過程の一層の透明化を図るとともに、公表期日前の事前情報を共有する範囲等を内規として定め、それらの情報を適切に公表する。</p>
---	---

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
172	第3 5 その他 (3) 統計の中立性	○ 上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表する。	各府省	平成22年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 最適化計画別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、調査結果等を公表した。【人事院】 ○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」及び最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、品質表示の実施計画を策定し、表示事項の見直しを実施している。【総務省】 ○ 犯罪被害実態(暗数)調査の結果を平成25年3月に「法務総合研究所研究部報告」として発刊した。【法務省】 ○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、調査方法などの統計の作成過程について、ホームページに順次掲載している。【厚生労働省】 ○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえた品質表示の取組を一般統計調査にも拡大した。【農林水産省】 ○ 省内統計実施課室に対し、定量的観点を取り入れた品質評価の実施を依頼するとともに、実施計画の策定及びHPへの掲載依頼についても合わせて依頼した。【経済産業省】 ○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、品質表示の取組を進めている。【国土交通省】 	継続実施	—	
173		○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。	各府省	平成22年度から実施する。	実施予定のものを除いて実施済は妥当。	○ 「産業連関表の公表期日前統計情報等の共有範囲等に関する要領」について定め、公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲について、ホームページにおいて公表した(平成24年12月)。【総務省】	実施済	—	